

奨学のための給付金(国公立)のご案内 通常申請

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を支援するため、支給要件を満たす方に返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

● 支給要件

1. 保護者等が群馬県内に在住していること。
2. 高校生等が就学支援金等(授業料支援)の対象者であること。
就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金のことをいいます。
3. 基準日(令和8年7月1日)に生徒が国公立高等学校等に在学していること。
4. 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。

① 生活保護(生業扶助)受給世帯

生業扶助の高等学校等就学費を受給していない場合は②の非課税世帯扱いとなります。

② 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 非課税世帯

都道府県民税及び市町村民税両方の所得割額が非課税であることが必要です。

③ 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 105,500 円未満の世帯 ※1

④ 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 182,500 円未満の世帯 ※1

※1 ③④の世帯は、申請の対象となる高校生等について国籍・在留資格等の要件があります。

支給回数には上限があります。原則、各年度1回(新入生で前倒し給付を受けた場合は除く)

正規の修業年限を超える回数は支給されません。(学び直しの支援事業対象者の場合を除く)

基準日現在、休学している者、履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者で、履修する単位の登録を行っていない者は給付の対象となりません。

● 支給額

区 分		全日制・定時制	通信制
① 生活保護受給世帯		32,300 円	32,300 円
② 住民税非課税世帯		143,700 円	50,500 円
所得割 合算額※2 が右に該当 する世帯	③ 100 円以上 105,500 円未満 (年収目安 270 万円～380 万円※3)	47,900 円	16,830 円
	④ 105,500 円以上 182,500 円未満 (年収目安 380 万円～490 万円※3)	35,930 円	12,630 円

※2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

※3 両親の一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯

令和8年度から
対象を拡充

◎申請方法:

オンライン申請: 裏面の2次元コードからスマートフォンでお申込みください。

書面申請: 申請書等に必要事項を記入し、確認書類を添えて学校へ提出してください。

◎申請期間: 令和8年7月8日から9月30日まで ※書面申請は学校の定める日まで

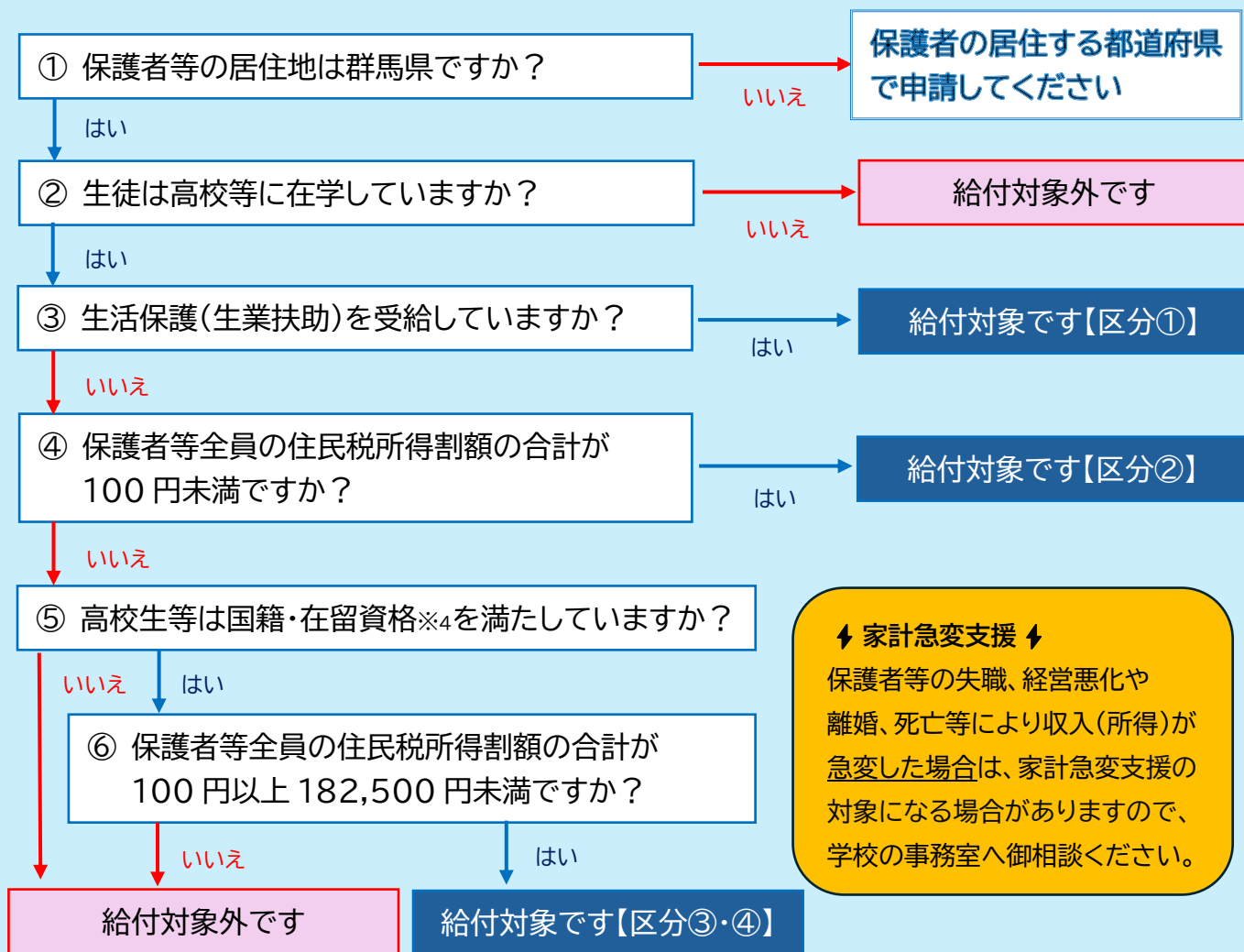
◎支 給 額: 年額(前倒し給付を受給した場合は、その額を除いた金額)

◎支給時期: 12月頃指定の口座へ振り込み予定

<申請の流れ>

- ① 全校生徒に配布した「奨学のための給付金(通常申請)確認シート」をご覧ください。
- ② 世帯の所得要件を確認し、給付対象の世帯区分に該当する方は、申請※を行ってください。
※オンライン又は書面による申請。書面を希望する方は、学校事務室にお申し出ください。申請書等をお渡しします。

奨学のための給付金(通常申請) 対象確認フロー ※ 在留資格が「留学」で、かつ、令和8年度新入生の方は対象外です。
※ 基準日時点(令和8年7月1日)、令和8年度の課税状況で判断します。



※4 高校生等が日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本の小学校及び日本の中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者。

○ 給付金を受給している世帯で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますのでご相談ください。

オンライン申請用
2次元コード



<https://forms.cloud.microsoft/r/jLqvaH6k5r>

オンラインでのお手続きに関するお問い合わせ窓口
電話 0120-536-097